

令和7年度 市民税 県民税 特別徴収のしおり

本しおりの内容

I 特別徴収事務の取扱いについて

1. 特別徴収制度の概要
2. 毎月の納入に際してのお願い
3. 各種届出書の提出についてのお願い

II 令和7年度 市民税・県民税の税額計算式について

III 退職手当等に係る住民税の特別徴収税額計算について

1. 退職所得に係る所得割の税額の計算式
2. 退職所得控除額

IV 各種記入例及び様式

- 【記入例1】 納入書の記入例
- 【記入例2】 (異動届出書) 退職、休職等で普通徴収へ変更する場合
- 【記入例3】 (異動届出書) 退職・休職等で一括徴収される場合
- 【記入例4】 (異動届出書) 新しい勤務先で特別徴収を継続する場合
- 【記入例5】 市・県民税徴収方法変更届出書
- 【記入例6】 特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

【各種関係書類】

- ・ 給与支払報告(特別徴収)に係る給与所得者異動届出書
- ・ 市・県民税徴収方法変更届出書
- ・ 特別徴収義務者所在地・名称変更届出書
- ・ 指定通知書

市民税・県民税額の変更について

今回通知いたしました市・県民税額は、令和7年4月15日までに市において確認できた申告書及び課税資料をもとに決定しております。

しかしながら、当初決定通知送付後に申告書が届く等、給与所得者(従業員等)の税額に変更が生じることが予想されます。

申告書及び課税資料を受け付けた際は、速やかに変更の決定を行い、通知を送付するよう努めますので、ご了承いただき、特別徴収事務にご協力いただきますようお願い申し上げます。

奄美市役所



〒894-8555

鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号

【市町村コード 462225】

市民環境部 税務課 課税係

奄美市公式キャラクター

アミトくん



※各種届出書は複写するか、奄美市のホームページからダウンロードしてご使用ください。

I 特別徴収事務の取扱いについて

市民税・県民税（以下「住民税」という。）の特別徴収につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
このたび、貴事業所を令和7年度住民税の特別徴収義務者に指定させていただきましたので、下記事項にご留意の上、徴収事務をよろしくお願いいたします。

1. 特別徴収制度の概要

(1) 住民税の特別徴収制度

納税の便宜を図るため、地方税法及び奄美市条例の規定によって特別徴収義務者が6月から翌年5月まで12か月に分割した特別徴収税額を毎月の給与支払の際、差し引いて一括納入して頂く制度をいいます。（地方税法第41条, 地方税法第321条の3）

(2) 特別徴収義務者

納税義務者に対して給与の支払いをする者（他の市町村において給与の支払いをする者を含む）で、所得税法、第183条の規定により給与の支払いをする際、所得税を徴収して納付する義務がある者を、住民税の特別徴収義務者に指定します。（地方税法321条の4）したがって、特別徴収義務者は、給与の支払いをする際、奄美市から送付された納税通知書により毎月の定められた税額を差し引いて、それを定められた期限までに奄美市に納入する義務があります。（地方税法第321条の5）

(3) 特別徴収義務者指定番号

別紙の令和7年度住民税特別徴収義務者指定並びに特別徴収税額の通知書に記載された指定番号は地方税法第321条の4第1項の規定による住民税特別徴収義務者指定番号です。今後奄美市へ提出される特別徴収関係書類又は照会には、必ずこの番号を明示して下さい。

2. 毎月の納入に際してのお願い

(1) 特別徴収税額の取扱いについて

令和7年度市・県民税は、令和7年6月分から令和8年5月分までの12か月で徴収していただくことになります。6月以降毎月の給与から徴収していただく月額税額は、別紙の令和7年度市民税・県民税特別徴収義務者指定及び特別徴収通知書のとおりです。特に6月分と7月分以降の税額は、異なっていることが多いので毎月の納入に際しては、市民税・県民税特別徴収税額通知書の金額を確認の上、納入して下さい。
(地方税法第321条の5第2項)

(2) 退職時における残額の一括徴収について

(イ) 令和7年6月1日以降に退職、長期欠勤等により給与の支払いがなくなる場合で納税義務者から一括納入の申出があった際には、退職時まで支払われる給与又は退職手当等の支払いをする時点で残額を一括徴収し、その徴収した月の翌日10日までに納入して下さい。
(地方税法321条の5第2項)

(ロ) 令和8年1月1日以降に退職、長期欠勤等により給与を支払わなくなった場合は、給与又は退職手当等の支払い手当等の支払いをする際、残額を必ず一括徴収して、その徴収した月の翌月10日までに納入して下さい。（地方税法321条の5第2項）

(3) 納入書について

納入する際は、納期限と何月分の用紙であるかを確認してください。用紙を誤って使用されますと、コンピューター処理の関係上、読みとれない場合があります。特別徴収用納入書が書損じ等により不足した際は、奄美市税務課課税係(Tel0997-52-1111内線5214)までご連絡ください。

(4) 納入期限について

毎月差し引いた税額は、その月の10日（10日が土・日曜、祭日等の休日の時はその直後の開庁日及び営業日）までに納入して下さい。

令和7年度特別徴収税額の月別の納期限は下表のとおりです。

(地方税法321条の5第1項)

月別（徴収月）	納期限	月別（徴収月）	納期限
令和7年6月分	令和7年7月10日	令和8年1月分	令和8年2月10日
7月分	8月12日	2月分	3月10日
8月分	9月10日	3月分	4月10日
9月分	10月10日	4月分	5月12日
10月分	11月10日	5月分	6月10日
11月分	12月10日	※10日が土曜日又は休・祝日にあたるときは、 休・祝日の翌日が納期限となります。	
12月分	令和8年1月13日		

(5) 納入方法について

(イ) インターネットを利用した納入について（共通納税（eLTAX））

個人住民税（特別徴収分）などのお支払いを地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて納入することができます。支払い方法は、クレジットカード、ダイレクト納付、ATM、インターネットバンキングがあります。詳しくは、エルタックス（eLTAX）地方税ポータルシステムのホームページのeLTAX ご利用の流れをご確認ください。

a. 納入できる税目

- ① 個人住民税（特別徴収）
- ② 個人住民税（退職所得分） ※ただし、納入申告をeLTAXで電子的に送付している場合
- ③ 法人市民税

※eLTAXを利用した納入では領収証書は発行されません。（画面上で納税履歴等を確認することができます。）

領収証書が必要となる場合は、納入書で納入していただくようお願いします。

b. 手続き確認方法

- ① eLTAX 地方税ポータルシステムで検索してホームページを開く

PC検索



スマートフォン検索



② eLTAXのご利用の流れを開き手続き方法をご確認ください。



eLTAXヘルプデスク問い合わせ先

電話番号	電話でのお問合せ：0570-081459 上記の電話番号でつながらない場合：03-6745-0720
受付日	月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、休祝日、年末年始12/29～1/3は除く）
受付時間	9:00～17:00

(ロ) 金融機関窓口での納入又は口座振込での納入について（地方税法第321条の5第4項）

【取扱い金融機関】

鹿児島銀行本店・各支店 奄美信用組合本店・各支店
 南日本銀行本店・各支店 九州労働金庫大島支店
 奄美大島信用金庫本店・各支店 あまみ農業協同組合本所・各支所
 九州圏内（沖縄県を除く）ゆうちょ銀行及び郵便局
※九州圏外でお支払いしたい場合は、18ページに添付されている指定通知書を郵便局へ提出していただければ、九州圏外のゆうちょ銀行でもお支払いが可能となります。

【取扱い金融機関でお支払いが難しい場合は口座振込をご利用ください】

銀行名：鹿児島銀行 支店名：大島支店
 預金種類：普通口座 口座番号：953
 名義：奄美市
※取扱い金融機関でお支払いができない事業所に限ります。
※口座振込を行っている事業所には納入書を同封いたしませんのでご了承ください。
※口座引落ではございませんのでご注意ください。

(6) 退職手当等に係る住民税の特別徴収

退職手当等に係る住民税は、退職手当等から特別徴収し、翌月10日までに、一般分と合わせて納入して下さい。（地方税法第328条の5第2項）

- (イ) 納入書は一般分と同じ用紙ですが、その退職欄に区別して記入し、一般分との合計を合計欄に記載して下さい。
- (ロ) 退職手当等に係る住民税を徴収して納入する場合は、納入書（納入済通知書）の裏面に印刷してある納入申告書の該当欄にそれぞれ記入して下さい。（地方税法第328条の5第2項, 地方税法第50条の5）

3. 各種届出書の提出についてのお願い

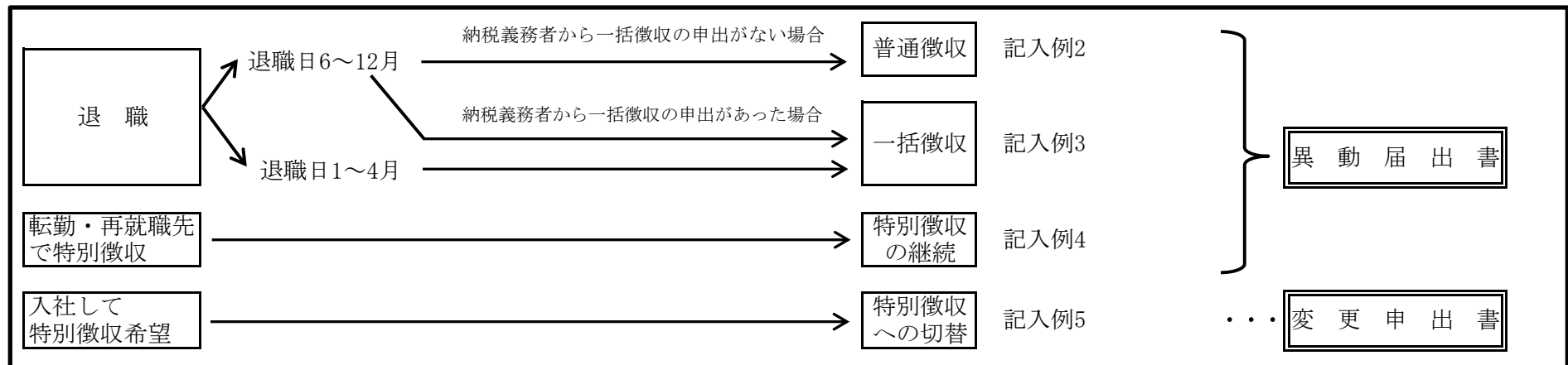
(1) 納税義務者の異動があった場合

特別徴収により住民税を徴収することとされている給与所得者が退職・転勤等により異動した場合は、「給与支払報告書(特別徴収)にかかる給与所得異動届出書」(以降「異動届出書」という。)を、個人納付(普通徴収)していた人が入社して特別徴収を行う場合は「市・県民税徴収方法変更申出書」(以降「変更申出書」という。)を、提出していただきます。

上記異動届出書及び変更申出書は異動者1人につき1枚作成し提出して下さい。

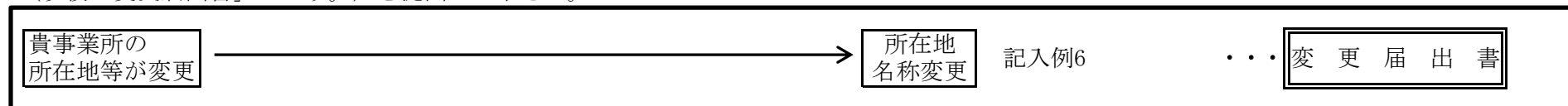
異動届出書は、異動事由が発生した日の属する月の翌月10日までに提出して下さい。

※異動届出書の提出が遅れますと、特別徴収義務者の未納の扱いとなってしまうたり、納税義務者が退職後の未徴収金を普通徴収の方法によって支払うための事務手続きが遅れたりするなどの支障が生じますので、異動事由が発生次第できるだけ早く御提出くださるようお願いいたします。



(2) 特別徴収義務者の所在地等に異動があった場合

貴事業所(特別徴収義務者)の所在地・名称・電話番号に変更があった場合は、速やかに「特別徴収義務者所在地・名称変更届出書」(以後「変更届出書」という。)を提出して下さい。



(3) 当初決定の時期

異動の情報は令和7年4月15日時点であるため税額決定通知書と異動届出書が行き違うことがありますのでご了承ください。同封してある各種届出書は複写していただくか、奄美市のホームページからダウンロードしてご使用ください。

インターネットを利用した各種異動届の提出について

eltax

検索

(イ) 地方税電子申告エルタックス(eLTAX) <http://www.eltax.jp/>

従来、紙で行っていた市税に関する申告・届出(例: 給与支払報告書、給与所得者異動届出書)の手続きなどを、パソコンからインターネットを利用して行うことができます。ぜひご利用ください。詳しくは、地方税ポータルシステム エルタックス(eLTAX)のホームページをご覧ください。

(ロ) 鹿児島県電子申請共同運営システムe申請(いーしんせい) <http://shinsei.pref.kagoshima.jp/> ※令和元年11月～リニューアル

注) 異動手続きによって申請するサイトが異なります。

■「給与支払報告／特別徴収に係る給与所得者異動届」

① 電子申請のページからお手続きいただけます。

※電子申請のお手続きは事前に『利用者登録』が必要です。



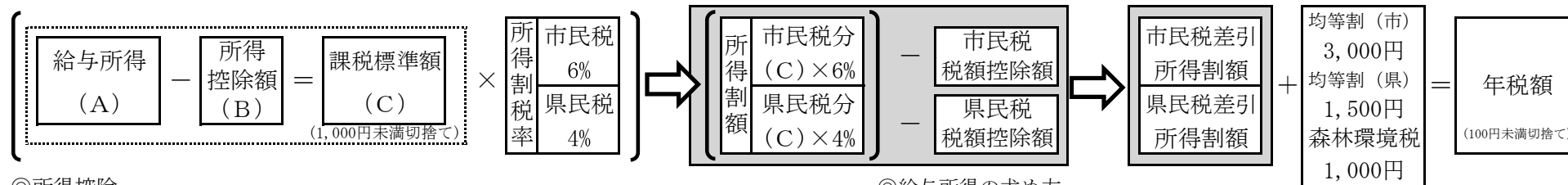
利用者登録は
こちら

■「市・県民税徴収方法変更届出(就職等に伴う特別徴収への変更届)」

② 簡易申請のページからお手続きいただけます。

【①電子申請トップページ】

Ⅱ 令和7年度 市民税・県民税の税額計算式について



◎所得控除

納税者本人の所得金額		～900万円	～950万円	～1,000万円
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	480,001～1,000,000円	33万円	22万円	11万円
	1,000,001～1,050,000円	31万円	21万円	11万円
	1,050,001～1,100,000円	26万円	18万円	9万円
	1,100,001～1,150,000円	21万円	14万円	7万円
	1,150,001～1,200,000円	16万円	11万円	6万円
	1,200,001～1,250,000円	11万円	8万円	4万円
	1,250,001～1,300,000円	6万円	4万円	2万円
	1,300,001～1,330,000円	3万円	2万円	1万円
	1,330,001～	なし		

扶養控除	一般	33万円
	老人	38万円
	特定	45万円
	同居老親等	45万円
	障害者控除	26万円
その他の人的控除	特別障害者の場合	30万円
	同居特別障害者の場合	53万円
	寡婦	26万円
	ひとり親	30万円
	勤労学生控除	26万円
基礎控除	所得金額2,400万円以下	43万円
	所得金額2,450万円以下	29万円
	所得金額2,500万円以下	15万円

※所得控除には他に、雑損控除・社会保険料控除・医療費控除等があります。

◎給与所得の求め方

収入	所得
～ 550,999	0
551,000 ～ 1,618,999	収入－550,000
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000
1,628,000 ～ 1,799,999	{ (収入÷4,000) × 4,000 } × 60% + 100,000
1,800,000 ～ 3,599,999	{ (収入÷4,000) × 4,000 } × 70% － 80,000
3,600,000 ～ 6,599,999	{ (収入÷4,000) × 4,000 } × 80% － 440,000
6,600,000 ～ 8,499,999	収入×90%－1,100,000
8,500,000 ～	収入－1,950,000

◎調整控除

所得税と個人住民税の人的控除額の差額に起因する負担増を調整するための控除

◎地震保険料控除

支払保険料の区分	支払保険料の金額	保険料控除額
①地震控除	～50,000円	支払保険料×1/2
	50,001円～	25,000円
②旧長期保険分	～5,000円	支払保険料全額
	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円
	150,001円～	10,000円
支払保険料が①と②の両方がある場合	地震分控除額+旧長期分控除額 (上限: 25,000円)	

※1つの契約で旧長期損害保険に地震保険が付帯されているものには、地震分または旧長期分のいずれかの適用になります。
 ※旧長期損害保険料(保健機関10年以上、満期返戻金あり)は平成18年12月31日までに契約したものに限りです。

◎生命保険料控除

・新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約)

【一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護保険料控除】それぞれ算出

支払生命保険料	各保険料控除の控除額	合計上限額
～12,000円	支払保険料などの全額	上限 70,000円 (一般・年金・介護の合計)
12,001～32,000円	支払保険料など×1/2+6,000円	
32,001～56,000円	支払保険料など×1/4+14,000円	
56,001～	一律 28,000円	

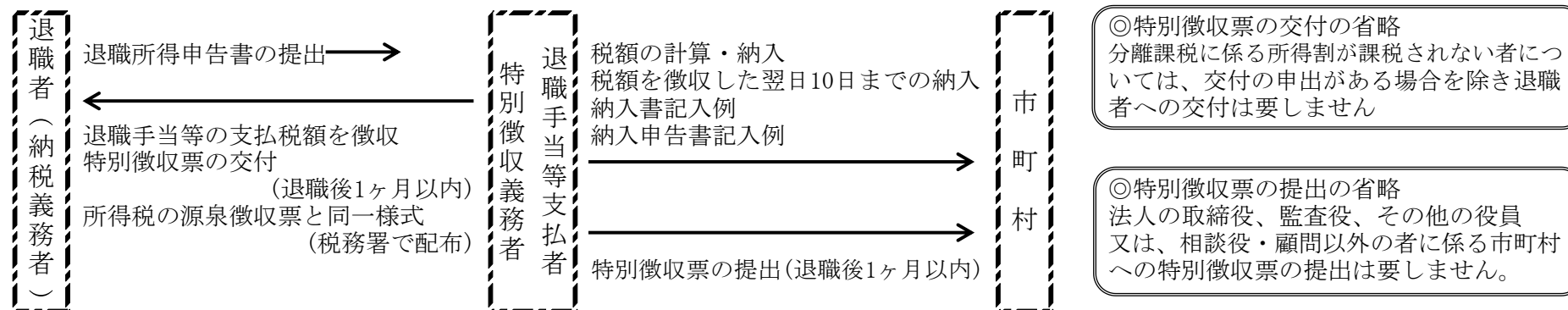
※新契約と旧契約の双方について保険料控除を適用する場合は、
各保険料控除上限28,000円、合計上限70,000円となります。

・旧契約(平成23年12月31日までに締結した保険契約)

【一般生命保険料控除、個人年金保険料控除】それぞれ算出

支払生命保険料	各保険料控除の控除額	合計上限額
～15,000円	支払保険料などの全額	上限 70,000円 (一般・年金の合計)
15,001～40,000円	支払保険料など×1/2+7,500円	
40,001～70,000円	支払保険料など×1/4+17,500円	
70,001～	一律 35,000円	

Ⅲ退職手当等に係る住民税の特別徴収税額計算について



1. 退職所得に係る所得割の税額の計算方法

$$\begin{array}{|c|c|} \hline \text{退職手当等} \\ \text{の収入金額} \\ \hline (A) \end{array} - \begin{array}{|c|c|} \hline \text{退職所得} \\ \text{控除額} \\ \hline (B) \end{array} \times \frac{1}{2} = \begin{array}{|c|c|} \hline \text{課税退職} \\ \text{所得金額} \\ \hline (C) \end{array} \times \begin{array}{|c|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \begin{array}{|c|c|} \hline \text{市民税} \\ 6\% \\ \hline \text{県民税} \\ 4\% \end{array} \end{array} \Rightarrow \begin{array}{|c|c|} \hline \text{税額} \\ \hline \begin{array}{|c|c|} \hline \text{市民税分} \\ (C) \times 6\% \\ \hline \text{県民税分} \\ (C) \times 4\% \end{array} \end{array} = \begin{array}{|c|c|} \hline \text{特別徴収} \\ \text{税額} \\ \hline \begin{array}{|c|c|} \hline \text{市民税額} \\ \hline \text{県民税額} \end{array} \end{array}$$

※注1 (1,000円未満切捨て)

※注2 (100円未満切捨て)

※注1 勤続年数が5年以下の特定役員（(1)法人税法第2条第15条に規定する役員（法人の取締役等）、(2)国会議員及び地方公共団体の議会議員、(3)国家公務員及び地方公務員）の退職手当等については2分の1課税が廃止されます。

※注2 税額の10分の1に相当する金額を控除する特例は廃止されました。

2. 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
イ 20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)
ロ 20年超の場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)
ハ 障害退職の場合	イ又はロによる計算+100万円

※勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年に切上げます。

◎【計算例】退職手当等の収入額：600万円、勤続年月日：9年1ヶ月、一般職の場合

退職所得控除額＝40万円×10年(1年未満端数切上げのため、9年1ヶ月⇒10年)＝400万円

課税退職所得金額＝(600万円-400万円)×1/2＝100万円

税額＝課税退職所得金額×10%(市民税：6%、県民税：4%)＝100万円×10%＝10万円（市民税：6万円、県民税4万円）

IV各種記入例

【記入例1】納入書の記入例

毎月給与から徴収した税額と一括徴収した税額の合計額を記入して下さい。

退職所得の分離課税に係る所得割を納入するときに記入して下さい。
退職所得分の分離課税がある場合は、裏面の納入申告書も同時に記入して下さい。

人員欄に記載された人に対して支給された退職手当等の合計金額を記入して下さい。

退職所得の分離課税に係る人員内訳を記入して下さい。
勤務年数で控除額が変わりますので必ず記入をして下さい。
※勤務年数は1年未満の端数は切上げて算出します。
例：9年1か月→10年

(表)

鹿 児 島 県 奄 美 市 市 民 税 特 別 徴 収 納 入 済 通 知 書 (公)											
市区町村コード				口 座 番 号				加 入 者 名			
4 6 2 2 2 5				02010-0-960070				奄 美 市			
月 別		指 定 番 号		納 入 金 額 (1)		円					
X 年 7 月 分		1 2 3 4 5 6 7 8		*****							
462225		給 与 分		億 千 百 十 万 千 百 十 円							
		納 (一括徴収分を含む)		1 2 0 0 0 0							
		退 職 所 得 分		1 0 0 0 0 0							
		金 延 滞 金									
		督 促 手 数 料									
		(2) 合 計 額		2 2 0 0 0 0							
納期限		X 年 8 月 10 日									
取りまとめ所		〒812-8794 福岡野金事務所センター									
取りまとめ所名称		鹿児島銀行 大島支店									
領収日付印		(特別徴収義務者)									
		住 所 894-8555									
		又 是 所在地 鹿児島県奄美市名瀬〇町〇番〇号									
		氏 名 又は 名称 △△△△株式会社									
		上記のとおり通知します。(受取店→とりまとめ店→鹿児島県奄美市)(奄美市保管)									

※こちらには「*****」の表示のみで金額は記入されません。
下の合計額の箇所に金額を記入してください。

退職所得分等が無い場合は、特別徴収税額の決定・変更通知書の月割額を記入する。

※金額記入の際には、数字の前に「¥」をつけないでください。黒のボールペンでの記入をお願いします。

(裏)

※退職の時のみ使用します。

退 職 所 得 分 市 民 税 納 入 申 告 書											
奄 美 市 長 殿											
X 年 8 月 10 日 提 出 X 年 7 月 分 人 員 1 人											
退 職 手 当 等 支 払 金 額 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円											
6 0 0 0 0 0 0											
特 別 徴 収 税 額		市 民 税		6 0 0 0 0 0							
		県 民 税		4 0 0 0 0 0							
住所(居所)又は所在地		鹿児島県奄美市名瀬〇町〇番〇号									
氏名又は名称		△△△△株式会社									
法人番号											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。											
① 退職者の内訳						② 退職者の内訳					
1月1日の住所 奄美市名瀬△町△番△号						1月1日の住所					
氏 名 奄美 一郎 勤務年数 10 年 1 か月						氏 名 勤務年数 年 月 日					
就職年月日 19・6・1 退職年月日 29・7・31						就職年月日 退職年月日					
退職金額 6,000,000 円						退職金額 円					
市民税 60,000 円 県民税 40,000 円						市民税 円 県民税 円					

退職所得の分離課税に係る所得割を納入する人員を記入して下さい。

表面の納付金額(2)の退職所得分の内訳を記入して下さい。

特別徴収義務者の所在地及び名称、法人番号を記入して下さい。

【記入例2】（異動届出書）退職・休職等で普通徴収へ変更する場合

(ア)の年税額から (イ)の徴収額を差し 引いた額を記入してく ださい		給与支払報告 特 別 徴 収		給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書		年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)	会社の座判(社 判)を押印
						1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度					
異動者の税額を何月か ら何月まで徴収した か、また、その合計額 を記入してください		奄美市長 令和 年 月 日提出		所在地 〒 フリガナ 氏名又は名称 個人番号 又は法人番号		特別徴収義務者 指 定 番 号 (宛名番号) 1234567 担 連 所 属 氏 名 総務課給与係 電 話 奄美 花子 (0997) 52-1111 内線 ()		個人経営の場合 は、給与支払者の 個人番号、事業所 の場合は、法人番 号を記入してくだ さい		特別徴収税額通知 書の「指定番号」 を記入してくだ さい	経理担当の方の氏 名と連絡先を記入 してください
税額通知書の「特別徴 収税額」欄の数字を記 入してください		異動者の氏名を記 入してください		給与と所得者の個人番 号(マイナンバー) を記入してください		特別徴収税額通知書 の「宛名番号」を記 入してください		給与の支払を受けな くなった以降の住所 を記入してください		該当する項目を記 入してください	異動した日を 記入してください
給与の支払を受けな くなった以降の住所 を記入してください		2. 一括徴収の場合 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 徴収予定月日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円 納入します。		3. 普通徴収の場合 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため ※市町村記入欄 (ウ)未徴収税額は異動した方に請求いたします。 金額等お間違えないように気を付けてください。							

【記入例3】（異動届出書）退職・休職等で一括徴収される場合

(ア)の年税額から
(イ)の徴収額を差し
引いた額を記入してく
ださい

異動者の税額を何月か
ら何月まで徴収した
か、また、その合計額
を記入してください

税額通知書の「特別
徴収税額」欄の数字
を記入してください

異動者の氏名を記
入してください

給与所得者の個人番
号（マイナンバー）
を記入してください

特別徴収税額通知書
の「宛名番号」を記
入してください

給与の支払を受けな
くなった以降の住所
を記入してください

該当する項目を記入
してください

一括徴収を行う
日付を記入して
ください

給与支払報告 特別徴収				年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度						
令和 年 月 日提出 奄美市長 給与支払者 特別徴収者		所在地	〒		特別徴収義務者 指定番号	1234567						
		フリガナ			(宛名番号)							
		氏名又は名称			所属	総務課給与係						
		個人番号 又は法人番号			担連 当格者先	氏名	奄美 花子					
					電話	(0997) 52-1111 内線 ()						
フリガナ	氏名	生年月日	個人番号	宛名番号	1月1日 現在の住所	異動後の 住所	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
						奄美市名瀬△町△番△号	120,000 円	6 月から 10 月まで 50,000 円	11 月から 5 月まで 70,000 円	X 年 10 月 30 日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不 6. 合併 7. その他 職 勤 欠 亡 期 散 他	2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 指定番号 (新規) 法人番号 所在地 フリガナ 氏名又は名称 担当者 連絡先 所属 氏名 電話 新しい勤務先へは、月割額 円を 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番 号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 右から 番号を1. 必要 2. 不要 記入												
2. 一括徴収の場合 理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 徴収予定日 10 月 30 日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 70,000 円 左記の一括徴収した税額は、 10 月分（翌月10日納入期限分） 納入します。												
3. 普通徴収の場合 理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため ※市町村記入欄 ※一括で入金する場合は一括徴収分をどの納入月にするのかは 注意して下さい。 例えば、10月分一括徴収した税額を納入 →10月分の納期11月10日なので期限までに納入する。 10月分＝10月11日納期と間違えないように注意して下さい。 ※1/1～4/30までに退職・休職される場合はなるべく一括徴収を 行ってください。												

会社の座判（社
判）を押印

個人経営の場合
は、給与支払者の
個人番号、事業所
の場合は、法人番
号を記入してくだ
さい

特別徴収税額通知書
の「指定番号」を記
入してください

経理担当の方の氏
名と連絡先を記入
してください

該当する項目を記
入して下さい。ま
た、普通徴収で理
由がある場合はそ
の旨を記入してく
ださい

該当する項目を記
入してください

異動した日を
記入してください

一括徴収した際の
納入月を記入して
下さい
ここで記載した納
入月は特別徴収の
納入月となります
のでお気を付けく
ださい

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

【記入例4】（異動届出書）新しい勤務先で特別徴収を継続する場合

		年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
（ア）の年税額から（イ）の徴収額を差し引いた額を記入してください		給与支払報告 特 別 徴 収		特別徴収義務者 指 定 番 号 1234567		（宛名番号）		会社（社判）を押印	
異動者の税額を何月から何月まで徴収したか、また、その合計額を記入してください		令和 年 月 日 提出		所在地 〒 フリガナ		氏名又は名称 奄美 花子		所属 総務課給与係	
税額通知書の「特別徴収税額」欄の数字を記入してください		フリガナ 氏 名 生年月日 個人番号 宛名番号 1月1日現在の住所 異動後の住所		特別徴収税額（年税額） 120,000 円		徴収済額 6 月から 10 月まで 50,000 円		未徴収税額（ア）－（イ） 70,000 円	
異動者の氏名を記入してください		給与所得者		異 動 年 月 日 X 年 2 月 10 日		異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 退職 6. 退職 7. その他		異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収（本人納付）	
給与と所得者の個人番号（マイナンバー）を記入してください		奄美市名瀬△町△番△号		10 月 30 日		1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 円を 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
特別徴収税額通知書の「宛名番号」を記入してください		特別徴収義務者 指 定 番 号 所在地 フリガナ 氏名又は名称		新規 法人番号		担当者 連 絡 先 所 属 氏 名 電 話 内線（ ）		受給者番号 納入書の要否 （新規の場合のみ記載） 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要	
給与の支払を受けなくなった以降の住所を記入してください		2. 一括徴収の場合		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日 徴収予定額 （上記（ウ）と同額） 月 日 円		左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。	
転勤等の異動により新転勤地で特別徴収を継続する場合はここに記入して下さい。		3. 普通徴収の場合		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため		※市町村記入欄		転勤の場合は転勤先の新事業所での徴収開始月は前事業所の徴収済月の翌月からとなりますのでご了承ください。記入例の場合以下のように判断します。 転勤前の事業所10月まで徴収済み。転勤先の事業所11月から特徴開始となります。 転勤先の事業所の経理にも月額・徴収開始日を事前に伝えておいて下さい。	
この場合必ず転勤先にも特別徴収を行う旨を伝えておいて下さい（徴収開始月、月額等）									

【記入例5】 市・県民税徴収方法変更申出書

〔普通徴収⇒特別徴収〕

◎この申出書は、コピーして使用していただいても結構です。 ※印の欄は記載する必要はありません

基本番号 ※									
特別徴収義務者 指 定 番 号	1	2	3	4	5	6	7		
宛 名 番 号 ※									

連 係	総務課給与係
氏 名	奄美 花子
者 氏 名	(0997) 52 - 0000 (内線) ××××

特別徴収税額通知書の「指定番号」を記入してください

普通徴収の納期限が過ぎているものは適用できないので注意してください

特別徴収の納期限が過ぎている場合、もしくは期限が間近のものは提供できませんのでご注意ください。

会社の座判(社判)を押印してください

x 年 7 月 5 日	所在地	〒 鹿児島県奄美市名瀬〇町〇番〇地
奄美市長殿	名 称	△△△△株式会社
給与支払者 (特別徴収義務者)	代表者の 職氏名印	奄美 一郎

フリガナ	ナゼ タロウ	基本番号 ※							
氏 名	名瀬 太郎								
生年月日	T (S) H 61 年 1 月 1 日	旧 姓							
1 月 1 日 の 住 所	奄美市名瀬〇町〇番〇地								
現 住 所	同上								

左記の者について

普通徴収の 2 期以降を

当 社 で 7 月分より

(8 月 11 日納入予定)

特別徴収します。

申 出 理 由 (印をつけてください)	☐ 本人より特別徴収への変更希望があるため
	☐ 入社したため
	☐ 正社員となったため
	☐ その他 (理由を記入して下さい)

注 意 事 項	(注1) この申出書の提出時点で既に納期限を経過している普通徴収の期別税額を特別徴収に変更することはできませんので、普通徴収の納付書を使用してご本人で収めていただけてください。 (普通徴収の納期限) 1期 ⇒ 6月30日 2期 ⇒ 8月31日 3期 ⇒ 10月31日 4期 ⇒ 1月31日 土・日曜日にあたるときには、翌日・翌々日になります。
	(注2) 納入をお急ぎのときは、月割額について、税務課課税係までお尋ねください。お問い合わせ先 Tel. 0997-52-1111 内線 5214・5213

普通徴収納期限		特別徴収納期限	
期 別	納 期 限	期 別	納 期 限
1 期	R7.7.1	6 月 分	R7.7.10
2 期	R7.9.2	7 月 分	R7.8.12
3 期	R7.10.31	8 月 分	R7.9.10
4 期	R8.2.2	9 月 分	R7.10.10
		10 月 分	R7.11.10
		11 月 分	R7.12.10
		12 月 分	R8.1.13
		1 月 分	R8.2.10
		2 月 分	R8.3.10
		3 月 分	R8.4.10
		4 月 分	R8.5.12
		5 月 分	R8.6.10

特別徴収に変更となる理由を記載してください

特別徴収に変更希望の方の氏名・住所・生年月日を記入して下さい

なお、1月1日に住民票が奄美市にある場合のみ奄美市での特別徴収ができますのでお気をつけください

(例:7月5日申出) 名瀬 太郎に普通徴収の納付書が【1期(11,000円)、2～4期(各10,000円)】来たとします。普通徴収1期(11,000円)は納期限7月1日の為、特別徴収への変更は2期分(9月2日)以降となります。特別徴収の納期限は6月分が7月10日ですが、特別徴収へ変更し、通知書を作成・送付するためには時間がかかります。【記入例5】では提出日が7月5日のため6月分(納期限7月10日)に間に合わないため、7月分(納期限8月12日)から特別徴収へと変更します。特別徴収は基本的に今年の6月から翌年の5月まで12回に分けてお支払いしてもらいます。今回の申出書では7月から特別徴収開始のため11回に分けての支払いとなります。

特別徴収する税額30,000円÷11ヵ月＝2,727.2727…≒2,700円(10ヵ月分の税額)
最初の月分で端数を調整するので30,000-(2,700×10ヵ月)＝3,000円(最初の月の税額)

普通徴収		普通徴収		特別徴収	
期	額	期	額	期	額
1期	11,000	1期	11,000	6月分	なし
2期	10,000	特別徴収へ変更		7月分	3,000
3期	10,000			8月分	2,700
4期	10,000			...	...
				5月分	2,700

8月以降はすべて同じ

会社の座判(社判)を
押印してください

【記入例6】特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

※処理事項

※印の欄は、記入する必要はありません。

X 年 4 月 10 日 奄美市長 殿	給 (特別徴収義務者) 与 支 払 者	所 在 地	〒 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬〇町〇番〇号	特別徴収義務者 指 定 番 号	1234567
		名 称	△△△△株式会社	事務担当者連絡先	係 総務課給与係
		代表者の 職 氏 名	奄美 一郎	氏 名	奄美 花子
		電 話	(0997) 52 - 〇〇〇〇 内線 ××××		

特別徴収税額通知書の「指定番号」を記入してください

変更年月日

X 年 4 月 1 日

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地 (住 所)	〒	〒
フリガナ		
方 書		
フリガナ	△△△△カブシキガイシャ	〇〇〇〇〇カブシキガイシャ
名 称	△△△△株式会社	〇〇〇〇〇株式会社
電 話	() — 内線 ()	() — 内線 ()
備 考		名称変更の為

○所在地・方書・名称には誤読を避けるために必ずフリガナをふってください。

変更のあった期日を
記載してください

変更事由等を記載して下さい。
例:所在地変更・名称変更・合併 など

変更のあった部分のみ記入して下さい
フリガナは必ず記入して下さい

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

		年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度		
奄美市長 令和 年 月 日提出		給与支払者 〔特別徴収義務者〕	所在地		〒				特別徴収義務者 指 定 番 号 (宛 名 番 号)	
			フリガナ						担 連 当 絡 者 先	
			氏名又は名称						所 属 氏 名	
			個人番号 又は法人番号		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載				電 話 内線 ()	
給与所得者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
	氏 名									
	生年月日									
	個人番号									
	宛名番号									
	1月1日 現在の住所									
異動後の 住 所			円	円	円	1. 退職・長期欠勤 2. 転職・不定期散 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			

1. 特別徴収継続の場合											
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規)		法人番号						新しい勤務先へは、月割額 円を	
	所在地	〒		担当者 連絡先	所 属					月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	フリガナ				氏 名					受給者番号	
	氏名又は名称				電 話	内線 ()				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
										右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合					左記の一括徴収した税額は、	
理由	☐ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため ☐ 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		月分（翌月10日納入期限分）	
		月 日	円		納入します。	

3. 普通徴収の場合					※市町村記入欄	
理由	☐ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため ☐ 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため ☐ 3. 死亡による退職であるため					

市・県民税徴収方法変更申出書

〔普通徴収⇒特別徴収〕

◎この申出書は、コピーして使用していただいても結構です。 ※印の欄は記載する必要はありません

基本番号 ※									
特別徴収義務者 指 定 番 号									
宛 名 番 号 ※									

令和 年 月 日 奄美市長殿	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒					連 係 絡 者	氏 名					
		名 称							氏 名					
		代表者の 職氏名印							TEL	() - (内線)				

給与 所得 者	フリガナ						基本番号 ※						左記の者について 普通徴収の () 期以降を 当 社 で () 月分より (月 日納入予定) 特別徴収します。
	氏 名												
	生年月日	T	S	H	年	月	日	旧 姓					
	1月1日 の 住 所												
	現 住 所												

申 出 理 由 (○印をつけてください)	本人より特別徴収への変更希望があるため
	入社したため
	正社員となったため
	その他 (理由を記入して下さい)

注 意 事 項	(注1) この申出書の提出時点で既に納期限を経過している普通徴収の期別税額を特別徴収に変更することはできませんので、普通徴収の納付書を使用してご本人で収めていただってください。 〈普通徴収の納期限〉 1期 ⇒ 6月30日 2期 ⇒ 8月31日 3期 ⇒ 10月31日 4期 ⇒ 1月31日	←
	土・日曜日にあたるときには、翌日・翌々日になります。	
	(注2) 納入をお急ぎのときは、月割額について、税務課課税係までお尋ねください。お問い合わせ先 TEL 0997-52-1111 内線 5214・5213	

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

※処理事項

※印の欄は、記入する必要はありません。

令和 年 月 日 奄美市長 殿	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒			特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称				事務担 当者連 絡先	係	
		代 表 者 の 職 氏 名					氏 名	
							電 話	() - 内線

変更年月日

令和 年 月 日

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ 所 在 地 (住 所)	〒	〒
フリガナ		
方 書		
フリガナ		
名 称		
電 話	() — 内線 ()	() — 内線 ()
備 考		

○所在地・方書・名称には誤読を避けるために必ずフリガナをふってください。

令和 年 月 日

郵便局長 殿
(支)店長 殿

奄美市長 安田 壮平



指定通知書

あなたの局（店）を地方税法第321条の5
第4項の規定により、当市の市民税・県民税
の特別徴収税取扱局（店）に指定しましたの
で通知します。

記

認可番号	福振第3079号承認
口座番号	02010-0-960070
加入者の名称	奄美市
取りまとめ店	福岡貯金事務センター (〒812-8794)

※ゆうちょ銀行及び郵便局の指定について

特別徴収税額の納入について、九州圏外（沖縄県を含む）
のゆうちょ銀行及び郵便局を利用される場合は、左の「指
定通知書」にご利用のゆうちょ銀行及び郵便局名をご記入
の上、当初納入される際にそのゆうちょ銀行及び郵便局に
提出してください。

※この「指定通知書」を添付されないとゆうちょ銀行及び郵
便局が取り扱いをしませんので必ず納入の際に添付して
ください。

※次の場合は提出する必要はありません。

- ・九州圏内（沖縄県を除く）ゆうちょ銀行及び郵便局を
利用される場合。
- ・前年度に指定郵便局を利用されている場合。
(本年度もその郵便局を引き続き利用できます。)

地方税法 第三百二十一条の五第四項

4 前条の規定により、他の市町村内において給与の支払を
する者が特別徴収義務者として指定された場合には、当該特別
徴収義務者は、その納入すべき納入金を当該他の市町村内に所
在する銀行その他の金融機関で当該市町村が指定して当該特別
徴収義務者に通知したものに払い込むものとする。この場合に
おいては、当該特別徴収義務者が当該通知に係る金融機関に払
い込んだ時に、当該市町村にその納入金の納入があつたものと
みなす。